令和3年11月

商品先物取引法第349条第1項の規定に基づく特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出については、下記により受け付けております。

記

1. 特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出

(1) 事前相談

お申し出があれば、届出前の相談に応じております。届出書の案文(添付書類の確認を含む。)については、届出書を主務大臣にあらかじめ提出しなければならないことから余裕を もってご相談下さい。また、ご不明な点は電話等でお問い合わせ下さい。

(2) 届出書の様式

届出に当たっては、届出書本文及び商品先物取引法施行規則に規定する添付書類一式が必要です。

様式については下記の参考様式を使用できます。

・特定店頭商品デリバティブ取引に関する届出書(参考様式特定1)

(3)担当者の連絡先等

届出前相談及び届出書の確認の過程で、質問事項等をご連絡する場合がありますので、当該届出に関する担当者の氏名、所属部署、連絡先(電話番号及びEメールアドレス)の添付をお願いします。

(4) 届出書と添付書類の提出先と提出方法

(提出先)

農林水産省関係の商品のみ:農林水産大臣宛ての届出書正本1部

経済産業省関係の商品のみ:経済産業大臣宛ての届出書正本1部

対象となる商品が両省にまたがる場合:農林水産大臣及び経済産業大臣宛て(大臣連名)の正本2部を作成し、両省にそれぞれ1部提出して下さい。(便宜的にいずれかの省に正本2部をご提出頂くことも可能です。その場合、提出先の省が提出されていない省へ届出書類を移送します。)

(提出方法)

- 持参又は郵送等
- 2. 問い合わせ先、届出書の提出先

当該届出に関するお問い合わせ先及び届出書の提出先は、次のとおりです。

(1)農林水産省関係の商品

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 商品取引グループ 業務監督班

電話:03-3502-8111 (内線 4170) 電話:03-3502-5754 (直通)

(2) 経済産業省関係の商品

経済産業省 商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課商品先物取引監督班 電話:03-3501-1511 (内線 4201) 電話:03-3501-5895 (直通)

3. 届出業者名簿の閲覧

届出を受理された特定店頭商品デリバティブ取引業者の名簿は、主務省のホームページに 掲載しております。